

別記様式第2号（第4条関係）

使用承諾番号	第 号
承 諾 日	

太夫浜霊苑墓域使用承諾証書

使 用 者	本 籍 地	
	住 所	
	氏 名	
使 用 墓 域	第 区 第 番	
使 用 面 積	平方メートル	
使 用 料	¥ 円	
備 考		
使用料還付額	円	
使用料不還付額	円	

上記のとおり太夫浜霊苑墓域の使用を
承諾します。

平成 年 月 日

公益財団法人 新潟市開発公社

代表理事 理事長

[裏面]

太夫浜霊苑使用承諾条件

(墓域の使用者)

- 1 墓域は、墳墓を造営し、又は碑石を建設して焼骨を埋蔵し、その祭祀を主宰する者が使用することができます。
(所有者が変わる場合の使用期間)
- 2 霊苑の土地所有権を新潟市に譲渡することになった場合は、この使用承諾の期間は、その時までとなります。なお、市が霊苑を管理する時からは、市の定める条例・規則などの規定に従って使用することになります。
(使用料の還付及び管理料の不還付)
- 3 墓域を返還した場合は、原状回復後、使用料の5分の1を還付します。
納入済みの管理料は、還付しません。
(使用権の譲渡、転貸の禁止)
- 4 使用権は、他に譲渡し、又は転貸してはいけません。
(使用権の承継)
- 5 使用権は、相続人又は親族若しくは縁故者等墓域にかかる祭祀を主宰する者にのみ承継することができます。
(墓域に設置する施設の基準)
- 6 墓域に設置する施設については、次の各号に掲げる基準によらなければなりません。
 - (1) 墳墓、碑石又はこれに類する施設の高さは、墓域の境界ブロックの上面から2メートル以内とすること。
 - (2) 囲障の高さは、墓域の境界ブロックの上面から1メートル以内とすること。
 - (3) 植栽しないこと。
 - (4) 墓域に設置する施設は、墓域の境界ブロックの内側に設置するものとし、境界ブロック上に設置しないこと。
 - (5) 芝生墓域については、墳墓、碑石の高さを墓域の境界ブロックの上面から1メートル以内とし、洋式に限ること。
囲障は認めない。
 - (6) 1墓域内に設置する墳墓の数は、1つとすること。
(使用承諾の取消し)
- 7 次の各号の一に該当するときは、使用承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 偽り等により使用承諾を受けたとき。
 - (2) 使用承諾を受けた目的以外に墓域を使用したとき。
 - (3) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (4) 管理料を納入しないとき。
 - (5) その他この条件に違反したとき。
(墓域の原状回復)
- 8 墓域を返還しようとするとき、又は7により使用承諾を取り消されたときは、墓域を原状に回復しなければなりません。使用者が原状回復をしないときは、管理者が代わってこれを行い、その費用は、使用者から徴収いたします。なお、3により返還金があるときは、この費用に充当することがあります。
(使用権の消滅)
- 9 次の各号の一に該当するときは、墓域の使用権が消滅します。
 - (1) 使用者が死亡し、承継者がいないとき。
 - (2) 使用者である法人が解散したとき。
 - (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。
(墳墓の移転又は改葬)
- 10 9の(1)及び(2)の事由が発生してから5年が経過し、又は(3)に該当したときは、焼骨を一定の場所に改葬し、その墳墓及び碑石を移転することがあります。
(管理上の措置)
- 11 霊苑の管理上必要があると認めるときは、墓域の使用に関し制限し、もしくは条件を付し、又は、必要な措置を行っていただくことがあります。この措置に従わない場合は、管理者が代わってこれを行い、その費用を徴収することがあります。
(行為の禁止)
- 12 霊苑の区域内において、次の各号に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 霊苑を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (3) みだりに火気を取り扱うこと。
 - (4) はり紙もしくは立札をし、又は、広告をすること。
 - (5) 指定された場所以外に車を乗り入れ、又は駐車をすること。
 - (6) 物品の販売及び展示並びにこれらに類する行為をすること。
 - (7) その他公序良俗に反する行為
(天災による損害の復旧)
- 13 天災その他の不可抗力によって、墓域内に使用者が設置する施設に損害が生じた場合の復旧費は、使用者の負担となります。
(各種の届出)
- 14 次の表に掲げる事項に該当する場合は、すみやかに管理者に届出又は申請しなければなりません。

※承諾証書の書替え又は再交付については手数料が必要です。

届出等が必要な場合	届出等の種類
(1) 使用者が住所、本籍又は氏名の変更をした場合	住所等変更届書(別記様式第3号)
(2) 使用権の承継をしようとする場合	使用権承継届書(別記様式第4号)
(3) 承諾証書をき損し、又は紛失した場合	承諾証書再交付申請書(別記様式第5号)
(4) 墓域の返還をしようとする場合	墓域返還届書(別記様式第6号)
(5) 墓域に墳墓、碑石、囲障などを設置し、又は改修しようとする場合	墓碑石等設置届書(別記様式第7号)
(6) 焼骨を埋蔵しようとする場合	埋蔵届書(別記様式第8号)
(7) 焼骨を改葬しようとする場合	改葬届書(別記様式第9号)